

【いじめ防止基本方針作成の目的】

「いじめ」とは、該当児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

このようないじめ問題へ対応するため、小江原小学校では、子どもたちに対して、人間尊重を基盤として平和な国際社会に貢献できるよう、地域の自然や文化・それを育む人に感謝し愛する心を育てます。また、価値ある自他を発見し、相互に理解し合い、生命を尊重し合える心身ともにたくましい児童の育成を目指した教育活動を進めます。

学校は、人間として絶対に許されない行為である「いじめ」を、保護者・地域と共に、子どもたちの社会からなくすために、いじめ防止に向けた取組を明らかにします。



【めざす児童像】

『自律し、尊重し合う子どもを育てる』

- ねばり強く学び合う子ども
- 心と体をきたえる子ども
- 互いに理解し支え合う子ども

生活協議会（いじめ対策委員会）

- ・日常における観察
- ・月1回生活アンケート実施

この委員会組織は、学校基本方針に沿った具体的な取組の計画・修整、相談・通報の情報共有、対応の協議を行うとともに、いじめの疑いに係る緊急会議を開催し、指導や支援・対応方針決定の役割を担う。

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生活指導主任
- 養護教諭 ○関係職員 ○特別支援教育コーディネーター

専門家・外部関係者

必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を教育委員会に要請する。

- 学校評議員
- 長崎市子ども部子育て支援課
- 長崎市教育研究所
- 民生委員・主任児童委員

育友会・地域との連携

保護者として、子育てのあり方を検証し、学校や地域との活動に連携・協力する。

- 育友会
- 子どもを守るネットワーク
- 小江原中学校区青少年育成協議会
- 各自治会、老人会、ゆかい

関係機関との連携

学校や地域と一体となって、子どもたちを育てるために連携・協力する。

- 幼保小連携推進協議会
- 小中連携推進協議会
- 長崎市社協小江原支部
- 浦上警察署 ○その他関係機関

児童会

「人の体や心をきずつけることはしない」を共通理解し、いじめを「しない・させない・許さない」取組、違いや互いの良さを認め合う活動を進め、楽しい学校生活を築く。

- 児童会活動 ・学級活動
- 縦割り班活動

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 ※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合
- 生活アンケートによる実態調査
- 生活協議会における情報交換

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任へ報告

直ちに報告する

生活指導担当・教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭への連絡を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめ問題への取組

いじめの防止

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- いじめに関する校内指導・支援体制の確立
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 道徳教育・人権教育・特別活動の充実（児童の自己肯定感、自己指導力の育成、支持的風土の醸成）
- SNSなどを通じて行われるいじめ防止対策の推進
- 家庭、地域、関係機関との連携強化

いじめの早期発見

- 全職員の観察による情報収集、情報交換
- 定期的なアンケート調査（月1回）や個人面談（年2回）の実施
- 毎月の生活協議会等を通しての情報共有
- 教育相談体制の充実
- 学校だよりや保護者会の積極的な活用

いじめに対する措置

- 事実確認、組織対応
- 被害児童及び保護者に対する支援
- 加害児童への継続的な観察・指導、保護者への助言
- 集団への働きかけ
- 地域人材を活用した見守りパトロール

いじめ重大事態について

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

③その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・ 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・ 学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・ 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめのチェックリスト

(1) いじめられている子どもが発するサイン

①身体や体調

- ・衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ・傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ・頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保護者や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ・どこかおどおどしていて、おびえているように感じられる。
- ・元気がない、浮かない顔をしている。
- ・教師と視線を合わせようとしない。
- ・何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ・周りの友達に異常なほど気を遣っているように見える。
- ・人の言いなりになっているように見える。
- ・今までつき合っていたグループから急に離れた。
- ・交友関係が急に変わった。
- ・いやなあだ名で呼ばれている。
- ・特定の子どもの席に座ろうとしない。ごみが散乱している。

④生活面

- ・文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ・机やかばん、バッグの中が荒らされている。
- ・黒板、トイレなどに実名で落書きされている。
- ・納入金などを急に滞納しはじめた。
- ・学級写真の顔にいたずらさせている。

(2) 学校の生活場面でのチェックポイント

①学級の雰囲気・・・グループしか分からないあだ名で特定の子どものことを話している。

②登校時や朝の会・・・早退、遅刻、欠席が目立つ。

③授業時間・・・一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、無視がある。よい発言をしても称賛や評価が得られない。

④昼食時・・・給食を残しがちである。給食当番の場合、特定の子どもが触った食器を触らない。

⑤休み時間・・・目の届きにくい場所からよく出てくる。友達とよくふざけ合っているが、表情が暗い。

⑥掃除活動・・・一人でしていることが多い。いつも後片付けをさせられている。

⑦放課後・・・友達というよりも教師と話したがる。

(3) 家庭でのチェックポイント

①服装・・・ポケットが破れていたり、ボタンが取れていたり、服装が乱れている。

②持ち物・・・持ち物が頻繁になくなっている。持ち物に落書きがされている。

③金銭・・・急に金遣いが荒くなり、お金をねだることが多くなる。金品をたびたび持ち出す。

④家庭学習・・・急に学習意欲がなくなる。

⑤態度やしぐさ・・・どことなくおどおどしている。土日、休日は機嫌がよい。

⑥身体や体調・・・体にかくし、見られるのを嫌がる。

⑦友人関係・・・友達の話をしなくなる。外出しようとしめない。

年間活動計画（研修計画も含む）

| 月 | 活動内容 | 月 | 活動内容 |
|----|---------------------------|-----|-----------------------|
| 4月 | いじめ防止基本方針説明、生活アンケート、生活協議会 | 10月 | 生活アンケート、生活協議会 |
| 5月 | 生活アンケート、生活協議会 | 11月 | 生活アンケート、生活協議会 |
| 6月 | 生活アンケート、生活協議会 | 12月 | 生活アンケート、生活協議会、人権週間の取組 |
| 7月 | 生活アンケート、生活協議会、個人面談 | 1月 | 生活アンケート、生活協議会 |
| 8月 | 生活協議会 | 2月 | 生活アンケート、生活協議会、個人面談 |
| 9月 | 生活アンケート、生活協議会 | 3月 | 生活アンケート、生活協議会 |

学校いじめ防止基本方針における主な相談窓口について

| 相談窓口 | 電話番号・メールアドレス | 相談時間 | |
|------------------------|--|---------------------------|---------|
| 長崎市こども相談センター | 095-829-1122 メール・LINE相談あり | 8:45～17:30 | (月～金) |
| 長崎市教育研究所教育相談室 | 0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp | 9:00～16:00 | (月～金) |
| 長崎市こども・子育てイーカオ相談 | 095-822-3725 LINE相談あり | 8:45～17:30 | (月～金) |
| 長崎こども・女性・障害者支援センター | 095-844-6166 | 9:00～17:45 | (月～金) |
| 子ども・家庭110番 | 095-844-1117 | 9:00～20:00 | (毎日) |
| 長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす） | 095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp | 10:00～22:00 | (月～水、金) |
| | | 10:00～18:00 | (土) |
| 長崎県警察本部ヤングテレホン | 0120-786714 | 9:00～17:45 | (月～金) |
| 長崎いのちの電話 | 095-842-4343 | 9:00～22:00 | (毎日) |
| | | 第1・3土曜日は24時間 | |
| こころの電話 | 095-847-7867 | 9:00～12:00 13:00～15:15 | (月～金) |
| こどもの人権110番 | 0120-007-110 メール・LINE相談あり | 8:30～17:15 | (月～金) |
| 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | 24時間 | (毎日) |